



TRAFFIC East Asia-Japan Newsletter

Vol.22 No.1/2 合併号, 2006.12.20

左下から右上に © WWF-Canon / Tanya PETERSEN, © Brent Stirton/Getty Images / WWF-UK, © WWF-Canon / André BÄRTSCHLI, © WWF-Canon / Jo BENN, © WWF-Canon / Martin HARVEY, © WWF-Canon / Roger LeGUEN, © WWF-Canon / Martin HARVEY

CONTENTS

特集：象牙から見えてくる、日本とアフリカゾウ保護の関係 4	2
トラフィックイーストアジアジャパン通信 クマの部分の取引についての、 国際シンポジウムとワークショップが同時期に開催	8
メルバウの持続可能な取引をめざす関係国間ミーティング開催	12
熱帯産木材識別マニュアル完成	13
トラフィックネットワークレポートの紹介： 「飼育繁殖によるワニ類の生産と保護に向けてのインセンティブ作り」	13
事件ファイル	
違法取引 国内編	
ペットショップ経営者宅からオウムと大麻が	14
ヘサキリクガメのネット販売で書類送検	14
スローロリス数十頭をバッグに隠して密輸	14
続報：ホウシャガメの違法取引で逮捕相次ぐ	15
ラン科植物のネット販売で留学生らが逮捕	15
違法取引 海外編	
中国重慶で、希少植物を採取した日本人を国外退去	16
日本のチョウハンターがロサンゼルスで逮捕	16
タイで相次ぐ日本人によるスローロリスの密輸事件	17
日本人男性がマツカサトカゲの密輸で罰金	17
ちょっとひといき：アジアの交易歴史からみた希少動植物	18
What's Hot Now	
ワシントン条約におけるチョウザメ保護の取り組み	19
ワニガメとチズガメ属全種が附属書 III に	20
国際 NGO の役割と機能	21
TRAFFIC とは	22

TRAFFIC

is a joint programme of



象牙から見えてくる、 日本とアフリカゾウ保護の関係

—日本の象牙取引と消費者の商品選択—

はじめに

2006年10月6日の朝日新聞報道（「アフリカゾウの象牙100頭分密輸、大阪税関が発見」）は国内の象牙取引関係者に衝撃を与えた。同時期にジュネーブで開催されていたワシントン条約常設委員会では、まさに日本の象牙取引の状況を討議していたときであり、あらためて日本の象牙の取引が注目を集めることとなった。今回の常設委員会では、懸案事項であったボツワナ（20 t）、ナミビア（10 t）、南アフリカ（30 t）の在庫象牙について、現時点での輸出を認めないと決定した。これらの象牙は、ゾウの捕殺状況を分析するシステム（MIKE）の報告があるなどの条件を満たした後に取引を認めるとした、2002年の第12回ワシントン条約締約国会議の決定の対象となったものである。今回の常設委員会は、まだこの条件を満たしていないと判断した。

ゾウ保護と象牙の取引の課題は、ワシントン条約締約国会議で毎回ハイライトとなる。ゾウ個体数が減少

している国、自然死したゾウの象牙管理に苦慮する国、象牙の取引で得た収益で保護の資金を得ようとする国、人間と野生ゾウとの衝突が深刻になっている国、ゾウの密猟が依然続く国、象牙取引によってゾウの密猟誘発を懸念する国、など生息国間の保護状況の違いが問題の解決を複雑にしている。

日本は象牙取引国として、国内取引の管理ができる判断され、1999年に南部アフリカ3カ国から象牙約50tを輸入した。それ以降、日本の象牙管理体制は世界的に注目を集め、適切な管理体制と施行を求められている。トラフィックは日本国内の象牙取引の状況について継続的に調査している。今回の調査の目的は、(1) 国内の象牙管理の法律と執行は、決議10.10を満たしているかを検証し、(2) 標章制度の状況を明らかにし、問題提起をおこなうことである。

以下に、最近のワシントン条約締約国会議での象牙取引の検討内容について紹介するとともに、トラフィックの国内調査結果をまとめる。

1. ワシントン条約と日本の動向

1970～1980年代におこなわれた象牙目的の大規模な密猟が主な原因となってアフリカゾウの個体数が激減した。そのため、1989年の第7回ワシントン条約締約国会議では象牙の国際取引を禁止した。その後、一部の生息国では自然死したゾウの牙の保管は負担が大きいなど、象牙の在庫管理の問題が生じた。

この問題の解決策のひとつとして、1997年の第10回締約国会議では、ゾウ個体数が安定しているボツワナ、ナミビア、ジンバブエの政府が管理する象牙約50tの試験的な輸出を認めた。同時に、締約国は、象牙の国際取引が他のゾウ個体群に影響を与えないように、「ゾウ違法捕殺監視システム」（MIKE）と「ゾウ取引情報システム」（ETIS）を設置し、ゾウとゾウ製品をモニタリングすることを決めた（決議10.10「ゾウ

の標本の取引」）。

1999年に日本は、国内の管理制度が適切と判断され、第10回会議で認められた南部アフリカ3カ国の象牙約50tを一回限りで輸入した。

さらに2002年の第12回ワシントン条約締約国会議では、国内原産の在庫象牙（ボツワナ20t、ナミビア10t、南アフリカ30t）を一定の条件が整った場合に限り、2004年5月以降に輸出してもよい、と決定した。一定の条件とは、(1) 取引相手国は、決議10.10で定めた国内取引の項目を満たし、輸入した象牙を再輸出しないこと、(2) MIKEの報告がでた後であること、(3) 生息国は、象牙を輸送する方法を明確にし、象牙を販売して得た利益を保護のために使用すること、などであった。このとき日本と中国が取引相手国になる意志を表明した。しかし、日本の国内象牙規制は必要とされる対策の一部を満たしていないと判断された（第

50 回常設委員会文書 SC50 Doc. 21.1 (Rev. 1))。日本の国内規制については、象牙専門家視察団によってあらためて評価されることとなった。

2005 年 3 月、ワシントン条約の象牙専門家視察団が来日し、象牙の管理状況を視察した。これは、象牙の取引相手国としての条件を満たすかどうかを調べるためである。その結果、視察団は、国内の管理状況が適切であると判断せず、引き続き改善を求めた。そのため、日本政府は国内で象牙の専門家委員会を設置、視察団が指摘した課題について改善に取り組んだ。

2006 年 8 月、再度ワシントン条約の象牙専門家視察団が来日、国内の象牙管理状況について調査した。視察団は、10 月の常設委員会で、日本は決議 10.10 を満たしており、取引相手国と認められると報告した。この報告を受けて、常設委員会は日本を取引相手国と認めた。しかし、いくつかの国が懸念を表明したため、次回常設委員会で、日本の追加情報が報告されることになった。

2. 国内の象牙取引の管理制度と決議 10.10

日本でワシントン条約を施行するための国内法は「外国為替および外国貿易管理法（外為法）」と「関税法」である。これによって、1990 年以降、ゾウ、ゾウの部分、

および派生物の商業的輸出入は禁止されている。

一方、象牙を国内で売買または譲渡する場合は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」で規制されている。規制には、象牙の管理と、象牙を取り扱う業者の管理とがある。

A. 象牙の管理—全形を維持した牙を売買、陳列、譲渡しまたは引渡しするときは環境省に登録する義務がある。登録を申請し、認められれば、環境省発行の登録票が発行される。登録した牙を販売または譲渡し等するときは登録票も譲渡し、切断する時は、登録票を環境省に返却しなければならない。

また、切断した象牙（カットピース）には、製造業者が任意で管理票を添付し、元の牙の登録番号や重量を記載、最終製品ができるときに元の牙の出所がわかるようにする。さらに、製造業者は、管理票をもとに最終製品に標章（以下、「認定シール」）を申請する。これは合法的な牙からできた製品であることを示す。ただし、標章の添付は任意であるため、標章がない製品の販売が違法というわけではない。

B. 象牙取り扱い業者の管理—象牙の取引に関係するすべての業者（製造、卸、小売）は、環境省と経済産業省に「特定国際種事業者」として届出をする義務がある。届出した業者は、取引の内容を記載台帳に記載し、求めに応じて提出しなければならない。

最近の違法事例

最近の象牙密輸は規模が大きく、アジアでの象牙の動向には今後一層注目する必要がある。

- ◆ 2005 年 11 月、フィリピン政府は航空便貨物 1 件、船荷 2 件の象牙を押収した。全体で約 7 t であった。フィリピン政府、関係するアフリカおよび中東の各国政府、インターポール（国際刑事警察機構）、世界税関機構、ルサカ協定の関係者が情報を共有した。しかし、関与した人物はみつからない。フィリピンは違法象牙の中継地になっている可能性が高い。
- ◆ 2006 年 5 月、香港の税関はカメルーンからのコンテナのなかにあった約 4 t の象牙を押収した。仕向け地はマカオであったが、最終仕向け地は中国本土であると考えられている。

- ◆ 2006 年 7 月、台湾で約 3 t の象牙が押収された。これらは、タンザニア発、マレーシア、シンガポール、台湾を経て、フィリピンを最終仕向け国としたものであった。

- ◆ 2006 年 8 月、大阪税関で約 3 t の象牙がみつかり、現在捜査中である。これらはインドネシアからの積荷とみられている。

（参考資料：第 54 回常設委員会文書 SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1)、朝日新聞 2006 年 10 月 6 日）

2006 年 7 月に台湾で押収された象牙
© Joyce Wu / TRAFFIC East Asia - Taipei



2005年度から、環境省と経済産業省は国内の象牙管理制度の執行について、改善の努力をしてきた。これらは象牙取引視察団の提言を受けたためである。では、この改善によって、条約が定めていた国内取引相手国としての条件を満たしたのか。さらに、国内に違法な象牙が出回った場合、市場で見分けられるのだろうか。

決議 10.10 (Cop. 12 改正) では、以下のことが勧告されている。これらと現在の日本の管理体制を比較してみる。

決議 10.10 「ゾウの標本の取引」—国内の象牙取引の規制に関して—

a) 未加工、半加工もしくは加工象牙製品を扱う全輸入者、製造者、卸売業者、小売業者の登録または許可。

[日本の対策]

日本は2004年に種の保存法の施行令を改正し、すべての象牙取引業者の届出を義務づけたことから、決議の条件を満たしているといえよう。実際の届出状況は、2006年7月、製造業280、卸売業579、小売業10,202であった(SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1) Annex)。ただし、骨董、中古品取り扱い業者など、まだ未届出の業者があるとみられている。

b) 自国への輸入が違法な場合は象牙を購入すべきではないことを観光客その他の外国人に伝えるために、特に小売店において、全国的な普及措置を設立すること。

[日本の対策]

2005年10月、経済産業省は特定国際種事業者として届出をしている業者約11,000件に対して事業者番号が記載できるようにした届出ステッカーを発行、配布した。このステッカーに、「象牙、タイマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。」と小さく日本語と英語で記載されている。また、ポスターを作成し、配布するなど小売店での普及啓発に努めている。

c) 管理当局とその他適当な政府機関が、自国の象牙の流通を監視できるようにするための次のような手段により記録および検査手続きを導入する。

i) 未加工象牙に対する取引規制を義務づけること

ii) 加工された象牙のための包括的かつ実証性をもつ報告および施行制度

[日本の対策]

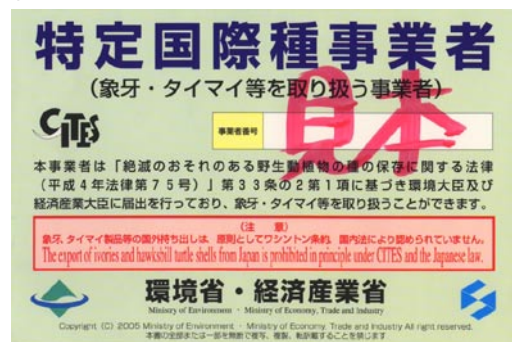
未加工象牙については、取引または譲渡などするときに環境省に登録しなければならない。2006年7月の登録牙は6,181本であるという(SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1) Annex)。このことから、c) i) は満たしているといえる。さらに、象牙取引の届出業者は、取引の内容を記載台帳に記載し、求めに応じて提出しなければならない。経済産業省は原則年一回報告を求めることとしている。ただし、種の保存法では定期的な報告は義務化されていない。記載台帳には、取引先、取引量、在庫量などが記録されている。過去には在庫量のみを電子ファイル化していたが、2006年4月からはその他の情報も一部入力し改善した。分析や活用方法については不明である。

また、製品がつくられた原材料の牙がたどれるしくみである標章制度があり、これが十分機能すれば加工象牙の適切な管理に役立つ。

3. 象牙の管理についての調査

トラフィック調査員は、2006年1~2月、および9月に東京地区の象牙販売店29店を対象に訪問調査をおこなった。電話帳広告に記載されていた店を選び、1999年に50店を訪問したが、2006年9月の調査ではそのうちの29店を対象とした。内訳は、印章小売業22店、象牙専門店4店、百貨店1店、大規模文具店2店であった。調査した内容は、届出ステッカー、標章(認定シール)、価格であった。認定シールの添付状況を調べるため、商品を2点購入した。また、店舗で販売員から認定シールについての聞き取りを、できる範囲でおこなった。さらに発行の信頼性、発行数、対象

届出ステッカー



となった象牙量、発行率、添付状況、について調べた。また、環境省が把握している象牙の在庫量をまとめた。

■届出ステッカー

2005年10月、経済産業省は業者届出をしている約11,000の業者に対して届出業者番号を明記した認定ステッカーを発行、配布した。それまでは、象牙を取り扱う業者として届出の義務を果たしているか、店頭では識別できなかった。今回の措置で、消費者は届出ステッカーがあるかどうかで店が法令を遵守しているかどうか判断することができる。ただし、種の保存法では届出ステッカーの店頭表示は義務づけられてはいない。

トラフィックが調査した結果、2006年2月には29店中8店(28%)が表示、2006年9月には28店中18店(64%)が表示していた。9月の時点でも訪問した店のうち三分の一の店で届出ステッカーを表示していなかった。

■認定シールについて

2006年2月には、29店中13店が認定シールを表示していた(45%)。そのうち9店は製品ごとに1枚ずつ添付されていた。4店は認定シール1枚から数枚をサンプルとして展示していた。

2006年9月には、28店中14店が認定シールを表示していた(50%)。半数の店では認定シールがなんらかの形で表示されていた。

さらに認定シールの信頼性を調べるため、トラフィックで象牙製品を2点購入した。ひとつは、ループタイのアクセサリー、もうひとつは訂正印用のはんこである。いずれも認定シールとともに購入した。認定シール発行の管理機関である自然環境研究センターに、過去に購入したはんこ1点もあわせて問い合わせたところ、表1のような出所であることがわかった。ループタイアクセサリーについていた認定シールは、認定シールの番号と記号からみても、また発行機関に問い合わせた結果からも明らかにはんこに添付されるものであって、アクセサリーではなかった。これは、「種の保存法」(第33条の7の第4項)に抵触する。

また、製品を購入した店のなかには、認定シールは

表1 市場の象牙製品と原料象牙の例

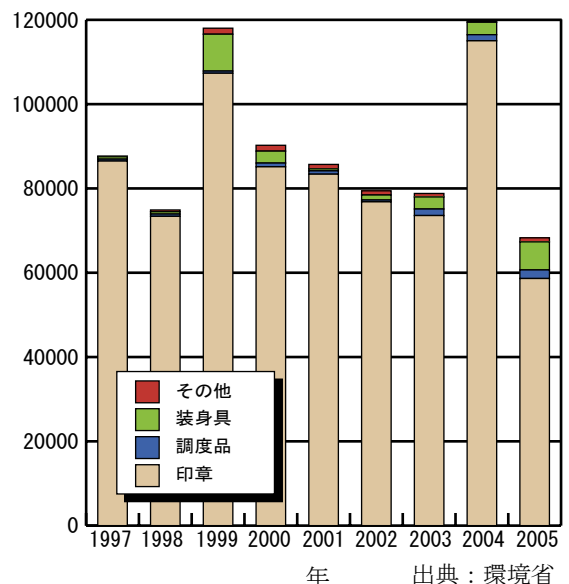
製品	認定シールの番号	原料象牙の番号	備考
紐ネクタイアクセサリー	050-0024205A	050-000198 (22kg)	はんこ 476本のなかのひとつ (8.536kg)
訂正用はんこ	050-0052889A	990-002269 (24.9kg)	はんこ 867本のなかのひとつ (14.936kg)
はんこ	990-0082577A	990-000809 (21.8kg)	はんこ 381本のなかのひとつ (6.73kg)

有料で60円を支払わなければならなかった店もあった。

認定シールの値段を商品の価格に上乗せするかどうかは業者の判断に委ねられるが、認定シールがつかないもののほうが安く購入できるのであれば、消費者が認定シール付を購入する可能性は低いのではないかと。

1997～2005年の認定シールの発行枚数と重量を環境省に問い合わせたところ、図1のようなものであった(図1)。認定シールの発行枚数は、はんこがもっとも多く毎年の発行総数の86～99%を占めた。認定シールを発行したはんこの数は、1999年には約107,000本、2004年には115,000本であった。1999年は南部アフリカ3カ国の象牙約50tが輸入された年であったため、製造量が増加したと推測される。2004年の増加については、ある象牙業者の話では、近々象牙が再度輸入されるのではないかと期待感があり、製造量が増したのではないかと。しかし、2004年を除くと、全体として発行枚数は減少傾向にある。2005年の発行枚

図1. 象牙製品政府認定シールの発行枚数、1997-2005



数は過去最少であった。また、認定シールを発行した製品の重量についても増減についてはほぼ同様の傾向であった。2005年に認定シールを発行した製品の重量は930kgであり、2004年の1,858kgの半分にすぎない。製品の製造量が少なかったのか、認定シールの申請が少なかったのかは不明である。認定シールが発行された製品の総重量は、1997～2005年の年平均が1,588kgであった。はんこを例にとると、製品の約40%が端材や粉になるといわれている。これをもとに原材料の量を概算とすると約2,647kgになる。

認定シールは、適正に入手された原材料器官等を原材料として製造された製品であることを認定するものである。添付は任意であり、エコマークの一種と考えられる。発行の申請は製造業者に委ねられ、添付の方法も小売業者がおこなうなど、製品の出所の信頼性は100%確実とはいえない。かといって認定シールの貼付を義務づけることも現実的には困難である。そのため、消費者が象牙製品を購入するときに、添付された認定シールを自分で確認するしくみがあると、消費者自身が適正な製品を選ぶための一助になるのではないか。

■象牙の在庫量

環境省は自然環境研究センターに委託して、全形の象牙の登録と返納を記録するデータベースを作成している。この推移を示したものが表2である。

1995、1996年は、種の保存法で登録が義務付けられた時期であり、届出業者が所有する全形を維持した象牙を登録したとみられる。また、1999年は南部アフリカ3カ国から象牙5,446本(49,574kg)が輸入された年であった。その他の年も毎年登録がなされており、過去から所有していた象牙を市場に出すため登録したものとみられる。特徴ある年を除くと、毎年少なくとも1～3tが新たに市場に出回っている。2005年に登録された全形牙の本数は252本であり、登録者を業者別にみると、一般の人が225本を占めた(環境省、2005)。

また、返納については、登録した年の牙のうち2006年2月10日現在で返納された数を示している。返納は全形牙からカットされたことを示す。1999年に登録された象牙重量(50,327kg)のうち、74%(37,435kg)は返納されたことになる。

登録と返納の本数(重量)を累積したものが現在の全形牙の在庫量であり、2006年2月現在で、6,465本(80,925kg)である。これらのうち、約半数の3135本(38,742kg)は1996年に登録した牙である。

一方、届出業者の在庫量については、記載台帳の報告によって知ることができる。象牙取り扱い業者が所有する象牙の在庫量は、2003年3月には約60tであった(経済産業省、2004)。現在最新の在庫量を集計中である。

登録牙や業者の在庫象牙の量はある程度は把握でき

表2 全形象牙の登録と返納

年	登録本数 *1	登録重量 (kg) *2	返納本数 *3	返納重量 (kg) *3	A - C	B - D
	A	B	C	D		
1995	2,252	40,354.32	1,283	23,922.50	969	16,431.82
1996	3,749	51,568.70	614	12,827.00	3,135	38,741.70
1997	347	5,952.25	128	2,413.25	219	3,539.00
1998	63	1,011.85	20	301.25	43	710.60
1999	5,501	50,326.77	3,916	37,434.92	1,585	12,891.85
2000	75	1,377.29	16	283.27	59	1,094.02
2001	119	2,070.41	74	1,205.56	45	864.85
2002	63	1,094.10	19	325.55	44	768.55
2003	75	1,528.56	23	438.50	52	1,090.06
2004	107	1,638.83	20	379.51	87	1,259.32
2005	252	3,877.07	25	343.65	227	3,533.42
合計	12,603	160,800.15	6,138	79,874.96	6,465	80,925.19

(参考資料)

自然環境研究センターで保有している原材料器官等(象牙)の登録データ

集計に使用したデータは、1995年7月～2005年12月までの登録データおよび2006年2月10日現在の返納データを用いた。

*1 各年1～12月に登録された象牙(全形)本数

*2 各年1～12月に登録された象牙(全形)総重量

*3 当該年に登録された象牙に対する返納本数・重量(2006年2月10日現在)

る。しかし、象牙を所持しているだけでは登録の必要がないので、毎年、過去からもっていた象牙があらたに登録されている。このため、国内にどれくらいの象牙があるかは常に不明である。

■データベースによる管理

全形を維持する象牙の登録状況のデータベース、標章を発行するための届出業者がもつ象牙あるいはカットピースなど原材料のデータベースが存在する。届出業者の記載台帳の内容をまとめたデータベースも存在する。しかし分析などの活用はこれからである。また、これらのデータベースが連携していないため、消費量、標章の発行率が分析できないのが現状である。

まとめ

2007年6月の第14回締約国会議前に開催される予定の次回常設委員会では、日本の象牙取引管理について追加報告される予定である。今回、懸念が表明された点について日本政府は報告する必要がある。国内の象牙管理の現状をみると、依然密輸製品を見分けることは難しい。日本は2000年以降、57件の象牙に関する差し止め事件をETISに報告しており、国内へ象牙を持ち込もうとする動きがある。また、今回大阪で見

つかった象牙は過去最大級の規模である。この状況を考えると、日本は、条約が求める以上のことを実施して、象牙の利用がゾウ密猟を誘発しないよう、輸入希望国として最大限の努力をすることが求められる。ついでには、以下の点を改善すべきである。

- ・ 環境省は、種の保存法を改正し、象牙の所持についても登録を義務づけること。
- ・ 経済産業省は、製造業者と小売業者に対して、認定シールの申請、添付、正しい取り扱いを積極的に指導し、認定シールの信頼性を高めること。
- ・ 環境省と経済産業省は、データベースを改良し、象牙の在庫量・消費量などを把握、分析し、情報を公開すること。
- ・ 環境省および経済産業省は、製品の出所が追跡でき、誰でも閲覧できるようなしくみを小売業者と協力して作成し、インターネットなどで公開すること。

最後に、象牙を購入しようとする消費者は、まず、業者届出をしているかどうか事業者届出番号を確認すること、次に、店頭で販売されている象牙製品のなかで認定シールがついているものを購入することを薦めたい。

アフリカ、アジアの関連諸国の動向

第13回締約国会議は、アフリカのゾウ生息国37カ国とジブチについて象牙の管理についての行動計画を提出するよう求めた（決定13.26 Annex2）。現在20カ国が行動計画を事務局に報告しているが、他の18カ国（ベナン、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、ソマリア、スワジランド、ウガンダ）はいまだ提出していない。これらの国々の状況がこのまま続く場合には、次回の常設委員会で、取引停止の勧告をすることも辞さない態度で臨むべきであると、トラフィックは提案した。

また、ETISの分析によると、タイが違法取引に深く関与している。そのため2004年3月の常設委員会

で、タイは象牙取引の管理についての行動計画を提出するよう求められた。しかし、依然として公開されていない。2006年10月現在、タイの象牙管理体制は改善されておらず、決議10.10の条件を満たしていない。

ワシントン条約が派遣した象牙専門家視察団は、中国の国内規制は、決議10.10や注釈で求めている条件を満たしている、としている。この結論に達しながらも、事務局は中国が密輸象牙の仕向け国になっていることも認識している。また、アフリカにいる中国人が違法取引に関与していたこともある。したがって、常設委員会が現時点で最終決定を下すのは適切ではない。実際、他の条件がまだ満たされていないため、今回は決定する必要はない。引き続き、中国の象牙取引状況をモニターすることが求められている。

■ クマの部分の取引についての、国際シンポジウムとワークショップが同時期に開催

「第4回クマの部分の取引に関する国際シンポジウム」を10月4日、トラフィックイーストアジア主催、IUCNクマ専門家グループとWWFジャパンの後援で長野県軽井沢にて開催した。トラフィックによるこの国際シンポジウムは1994年（米国、シアトル）、1997年（シアトル）、1999年（韓国、ソウル）に開催されたが、第3回からは7年が経過している。

これは、10月2日から6日まで、第17回国際クマ会議が長野県軽井沢で開催されたのを受け、おもに同会議に出席するクマ類の研究者などの関係者を対象とした。同会議では、トラフィックは上記のシンポジウムとは別に「熊の胆（クマノイ）の取引に関するワークショップ」を企画した。これは「クマとの軋轢に関するワークショップ」とともに、2つある公式ワークショップのうちのひとつとして開催された。上記のシンポジウムは国際的な観点を中心とし、一方、国際クマ会議でのワークショップは日本国内をテーマとした。クマと人との軋轢が増える中、日本という国でクマと人の共存を目的として、クマノイの取引という側面からどうすべきかを考えたい。ワークショップでは、取引が野生の個体群に及ぼす影響について、また、取引が与えるクマと人の共存への影響および可能性についての新しい考えを紹介するとともに広く意見を求めた。

1. 「第4回クマの部分の取引に関する国際シンポジウム」 10月4日 軽井沢 万平ホテル

今回のシンポジウムには、アジア地域におけるクマの部分の取引に関心のある研究者やNGO、行政担当者、学生、マスコミ関係者ら70名以上が参加した。

同時期に開かれていた第17回国際クマ会議では、クマの部分（胆のう、掌、肉、毛皮など）を目当てにした狩猟が行われ、中国などの市場に流れている現状についてのアジア各国からの報告が相次いだ。このことでクマの部分の取引に対する関心が高まり、重要な議題になる予感があったが、その予測どおり海外からの参加者が多数詰めかけ、熱い議論が繰り広げられた。

このトラフィックイーストアジア主催のシンポジウムでは、7人の講演者から、アジア各地にお

※ヒグマ *Ursus arctos* は、ワシントン条約で、ブータン、中国、メキシコおよびモンゴルの個体群のみ附属書Iに掲載されており、日本を含むその他の個体群は附属書IIに掲載されている。ツキノワグマ *Ursus thibetanus* は、附属書Iに掲載されている。またツキノワグマは2006年のIUCNレッドリストでは、VU（危急種）に分類されている。

「第4回クマの部分の取引に関する国際シンポジウム」の目的

1. 特にアジアでのクマの保護における課題とニーズを特定し、アジアのクマ個体群を保護するための実行可能なアクションを提言する
2. クマの違法捕獲と違法取引の関係について、特に熊の胆（クマノイ）のようなクマの部分についてやアジアのクマの個体群の減少に関して、情報・データのずれやニーズを特定する。
3. クマ保護活動の改善や、知識の共有を通じて、情報伝達の改善やよりよい計画を目指し活動をしている

- 様々な関係者間のよりよい協力関係を築く。（主要なターゲットグループは、IUCN/SSCクマ専門家グループ、アジアでクマの保護について活動している地元や国際的なNGOやアジアのクマの生息国政府の関係省庁を含む。）
4. クマの部分の違法な取引がアジアの野生のクマ個体群に与える影響を軽減するために、さらに優先地域や優先的な活動を明確にする

ける取引の事例報告があった。講演者は、それぞれ、日本、インド、ミャンマー、ベトナムなどの事情に触れた。それら講演では、ミャンマーのケーススタディに代表されるとおり、国内で密猟されたクマから採れたクマの部分（特に、胆のう、胆汁）が、隣国との国境付近という政府の監視の目が及びにくい場所で取引されるケースが多いことが指摘された。ミャンマーの事例では、ほとんどの買い手はタイ人や中国人だが、狩猟だけでなく、取引もまた違法であり、ミャンマーの国内法とワシントン条約の両方に違反するものだということがあった。

会場からは、インドやスリランカのようにクマ

類の保護に力を入れ始めた国が出てきている一方で、残念ながら、東南アジアのインドネシアやマレーシアのように政府レベルでほとんど関心のない国々が多い、という事態をなんとかしなくてはならないとの声があがった。こうした国々では、トラやゾウなどの野生生物には関心が高いものの、クマ類は後回しになっている様子が伝えられた。

また、各講演においては、アジア諸国では、クマの部分（胆のう、肉、掌、毛皮など）への根強い需要があり、引き続き大規模な狩猟に脅かされる懸念があることが述べられた。相対的に日本よりも、その他のアジア各国の方がクマの部分の違法取引は深刻な様子であった。これを受けて、東

シンポジウムのプログラム

09:00 ~ 09:10 The Ministry of Environment

Welcome Speech

09:10 ~ 09:20 TRAFFIC East Asia

Opening Remarks

Facilitator of the sections: Douglas Williamson

Section 1: Global Overview

09:20 ~ 9:40 **David L. Garshelis**

IUCN/SSC Bear Specialist Group

Assessing the status of the Bears of the World: What can we tell from the trade in bear parts?

Section 2: Trade, enforcement, and population of Asian bears

9:40 ~ 10:00 **Chris Shepherd**

TRAFFIC Southeast Asia

Bear Trade in Asia

10:00 ~ 10:20 **Nobuo Ishii**

Tokyo Woman's Christian University

Management of bears and utilisation of bear bile in Japan

10:40 ~ 11:10 **Huang Haikui**

CITES Management Authority of Kunming, China

Bear breedings and its resources conservation in China

11:10 ~ 11:30 **Brij Kishor Gupta**

Central Zoo Authority (Ministry of Environment & Forests, India)

Bear trade in India

11:30 ~ 11:50 **Nguyen Xuan Dang**

Scientific Authority of Vietnam

Bear part trade in Vietnam and Measures for its control

11:50 ~ 12:10 **Jill Robinson**

Animals Asia Foundation

Discussion regarding the impact of bear bile farming upon wild bears in China and Vietnam

Section 3: Discussion

- Does Trade Information Tell Us Anything About Wild Population-

13:30 16:00

Section 4: Conclusion and Recommendation

16:00 ~ 17:00

Section 5: Closing Remarks

17:00 ~ 17:30 IUCN Bear Specialist Group/TRAFFIC

Next steps and closing remarks



軽井沢の万平ホテルで開催されたシンポジウムの様子

南アジア各国から中国に輸出されるケースが多いにもかかわらず、信頼するに足る正確なデータが中国政府から提供されないことに、会場から不満の声があがった。ほかにも、クマを踊らせて観客を喜ばせるエンターテイメント（インド）、経営モラルの低いクマ牧場（中国）などの問題解決を求める声もあった。

そこで、トラフィックサウスイーストアジアのクリス・シェファードから、政府、NGO、大学、ボランティアなどを巻き込んだ情報交換の仕組みを構築することが提案された。これは会場から支持され、各国で今何が起きているのかをリアルタイムで知るためのネットワーク作りをサポートしようという意思表示がなされた。ただし、参加者の中から、今回の議論が生物学的な視点に終始しており、なぜクマへの需要が根強く存在するのかという歴史的・文化的視点からの言及がほとんどなく、バランスを欠いているという指摘もあった。日本については奥山といういわば神の存在を感じさせる場所からの恵みとして、クマと向かい合う文化が日本にはあった、そのことが忘れ去られようとしていることへの疑問も呈された。

アジア地域でクマの保護活動に携わる人たちによるメーリングリストという情報交換の仕組み以外にも、以下のような提案が、講演者や会場の人たちから出された。

- オンラインで各種資料（ドキュメントやビジュアルマップなど）にアクセスできるようにする。
- 保護活動に携わる人が新しい情報（例えば、違法な取引）を入手したら、その情報を自分でウェブサイトアップロードできるようにする。
- これらのことは、基本言語として英語が想定されているものの、途上国においては、現地の言語で、ペーパーでも入手できるようにする必要性があるとの声もあった。また、専門家だけではなく、より幅広い層の人たちが参加できるようなネット上の情報交換の仕組みにする。
- ベトナムや中国といった国々において、政府職員やNGO職員が、クマ牧場の実態について、専門家の立ち会いの下、立ち入り調査できるようにする。
- トラフィックが、問題のある国々において、ワー

クショップを開催していく可能性について打診する声もあった。これらのワークショップには、製菓業界の人たちも参加することが期待される。

- クマの地域個体群が危機にさらされている場合に、それが起きている地域について、早い段階で情報がもたらされるようにする。
- 東南アジアにおけるクマの部分の取引が、クマの個体数に影響していないかどうか、追跡調査できるようにする。
- 独立した機関が国境沿いにおける密輸を阻止するようにする。
- 中国はクマの部分に関する最大の消費国なので、適正な取引がなされるようリーダーシップを発揮する。
- クマの胆のうや胆汁を含む野生のクマの取引を減らすべく、国際的な協定が結ばれるようにする。

今回のシンポジウムにはクマ研究者が多数参加した。情報交換にとどまらず、これらの研究者に広く取引の問題をアピールし、アジア地域でクマの保護活動に携わる人たちによるメーリングリストという情報交換の仕組みなど、研究者を巻き込んだ具体的なアクションポイントが策定されたことが本シンポジウムの主な成果のひとつである。

これらシンポジウムで話し合われた内容は、いずれ議事録にまとめられ、それを配布することによって、トラフィックを通じて各国のステークホルダーに伝えられる。

2. 第17回国際クマ会議 公式ワークショップ「クマノイの取引に関するワークショップ」 10月5日 軽井沢

国際クマ会議は年に一回開催されているが、アジアで開催されたのは今回がはじめてである。アジアをテーマにした今回の国際クマ会議には、アジアからの最新情報が多数寄せられた。これらの多くから違法取引の存在と、取引が生息状況を悪化させているとの報告があり、クマの部分の取引がアジアの問題であることが確認された。国際クマ会議ではクマの部分の取引が大きな議論となったことはなく、新たな情報が提供されたこととなる。そのなかで開催された同ワークショップは、

国際クマ会議のなかでもテーマ、内容ともにユニークなものであった。

ワークショップにはクマノイを医薬品として利用している製薬団体、クマノイの取引禁止を求める保護団体、地域におけるクマと人の共存の必要性とその方策を提言する研究者らから報告があった。製薬団体連合会からの報告では、クマノイという薬に対する情報や、団体がまとめている在庫量の推移や輸入量の報告があった。動物保護団体からは国内外のクマを保護するためにクマノイの取引を禁止するべきであるとの意見がだされ、現在のクマノイ取引のシステムや「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の問題点が指摘された。研究者からはクマノイ取引に関する現状報告があり、公的なクマノイ取引の管理システムの必要性、コミュニティーベースの持続可能な利用の必要性、クマと共存するため経済的な誘因の必要性について発表され、国内の個体数管理を適切におこなうために必要なことがまとめられた。また、地域住民の安定した生活と自然環境を保全するために、自然環境や野生生物との付き合い方を改善する必要性が報告された。

会場からは、日本およびアジアにおいてクマノイの取引が生息数の減少を引き起こすことへの懸念および不安や、日本における持続可能な利用への案など、活発な意見が出された。クマという動物への理解を深めるとともに、正しい知識を広く知らせる必要性が強調された。また、国内においてクマノイの流通を管理する必要性に対する異論はなかった。



クマの胆 (クマノイ)
©TRAFFIC East Asia-Japan

その後以下の意見が寄せられた。

- ◆クマの部分肯定しクマと人の共存に役立てる(例：クマノイを販売してその収益をクマの保護に役立てる)ことは受け入れがたい考えである。
- ◆クマノイの消費量をはっきりさせ、消費がクマの保護管理に悪い影響を与えないことを証明する必要がある。
- ◆取引を肯定すると需要が喚起される心配がある。
- ◆クマノイの利用を肯定することはアジアならではの考えで、日本であれば持続可能な利用が可能でありクマと人が共存するひとつの方策として考えられる。
- ◆様々な意見があるにしろ、クマノイの流通を管理する必要性は一致しており、これを実現させるべき。
- ◆新しい考えで非常に興味深い。

3. クマノイの取引管理の問題とクマと人の共存

今年 2006 年はクマの有害捕獲数が驚異的な数字となった。環境省の速報値によると、11 月末までにヒグマ *Ursus thibetanus* とツキノワグマ *Ursus arctos* の有害捕獲数(里山放獣を含める)の合計は 5,059 頭となり、過去最多といわれた 2004 年の倍近い数である。このうちツキノワグマは 4,732 頭で(「H18 年度におけるクマ類の捕獲数について(11 月末速報値)」)、もしツキノワグマの日本における生息数が 15,000 頭であれば、その約 34% が有害捕獲されたことになる。

日本には北海道にヒグマが、本州以南にツキノワグマが生息している。九州、四国、中国地方などの一部地域では絶滅の危機に瀕しており狩猟が禁止され、それ以外では狩猟が許可されている。それぞれの状況に応じた個体数管理および有害捕獲対策が必要とされている。有害捕獲時の状況から、クマに対する人の過剰な反応が懸念される場合もあり、これはクマと人の共存を否定しているかのように見える。トラフィックでは、クマと人との関係を修復する必要があると考え、どのような関係が望ましいのか、その方策の可能性を野生生物の取引という観点から提言していきたい。

■ メルバウの持続可能な取引をめざす関係国間ミーティング開催

メルバウ Merbau の呼び名で知られるタシロマメ属 *Intsia* spp. は、沿岸や低地の熱帯雨林に生育するマメ科の広葉樹で、9種が知られている。多数の呼び名のうち世界で広く知られるメルバウのほか、パプアニューギニアではクウィラ Kwila とも呼ばれている。主にインドネシア、パプアニューギニアを中心とした東南アジアで産出される熱帯木材として、硬く耐久性のある長所をいかし、フローリングやウッドデッキ、家具、ドア、窓枠などの用途で利用されている。近年、このメルバウの利用が持続可能なレベルを超えるとされ、生育数の減少が懸念されるようになった。

2006年11月10日（金）横浜にて、東南アジア産の木材であるメルバウ *Intsia* spp. の取引に関し、関係国の担当者を招いたミーティングを開催した。「輸出地域主導による持続可能なメルバウ取引の推進をめざして」と題されたこのミーティングは、世界のメルバウ取引がおかれている実態と背景の把握と情報交換をおこなうこと、そして取引の規制・監視システムや輸入国の水際規制に対する提言を検討することを目的とし、メルバウの持続可能な取引を生育国と国際組織のイニシアティブにより推進することを目指すトラフィックの取り組みのひとつとして開催された。メルバウの生育国からインドネシア、パプアニューギニア、マレーシア、また消費国から日本、米国、オーストラリアの政府関係者、NGO代表者が参加した。

今回の関係国ミーティングでは、トラフィックインターナショナルで木材を担当するチェン・ヒン・ケオンが進行役を務めた。チェンは、メルバウの植物特性、木材特性をはじめ、生育国、輸出国や取引の中継地点として重要な役割を果たすと考えられている中国の取引量について、現在明らかにされている実態を報告した。生育国からの参加者による補足意見などもあり、ミーティングを通じてメルバウをめぐる過剰・無差別な伐採や、違法伐採、違法取引等の問題点が示された。出席した各国代表者はメルバウが置かれるこのような現状と問題意識を共有することができた。



メルバウの幼木

©Ted Mamu

メルバウ木材表面

©TRAFFIC East Asia-Japan

今回は主に情報共有と確認に重点がおかれ、報告の中では、メルバウの持続可能な取引の実現に必要な基礎調査・検討をおこなう上で課題となっている以下の点が挙げられている。

- (メルバウの) 資源評価と育林管理に対する理解が不十分
- 「種」レベルで利用できるデータや資料が不足しており、全体像の把握が困難
- 国ごとに報告されるデータに、国内・国間のくい違いや矛盾がある

実態把握・方針検討の過程で、木材取引の管理体制・データ採取方法が不適当、不十分であることは、国際取引の全体像の的確な把握を困難にし、方針策定の十分な根拠組み立ての阻害要因となる。今回の関係国間ミーティングは、メルバウに関する意見交換・情報共有・認知をおこなうだけでなく、希少樹種取引全般にわたる管理上の課題点を政府関係者が再確認する場となった。

■ 熱帯産木材識別マニュアル完成

2004年に開催された第13回ワシントン条約締約国会議にて、熱帯産木材であるラミン *Gonystylus* spp. と香木のひとつ、沈香として知られるアクイラリア属全種 *Aquilaria* spp. が附属書IIに掲載された。近年、ワシントン条約では木材種の掲載についての議論が活発になってきている。こうした流れを受け、トラフィックイーストアジアジャパンでも税関から木材や木製製品の識別に関する資料について相談されることが多くなった。その理由のひとつとして、それら木材や製品化されたものを輸入する際に樹種を識別が大変困難とされていることがあげられる。今回、丸紅株式会社の支

援を受け、カナダ政府発行の「CITES Identification Guide - Tropical Woods」の日本語版マニュアルとCD-ROM、そしてこのマニュアルに関連した条約対象種やその類似木材種の識別用のサンプルを作製した。これらを税関へ提供し、税関みずから全国の通関官署へ配布をおこなった。木材の違法な輸入を防ぐため、これらが活用されることを期待する。



トラフィックネットワークレポート

の紹介

● 「飼育繁殖によるワニ類の生産と保護に向けてのインセンティブ作り」 トラフィックの新しいオンラインレポート

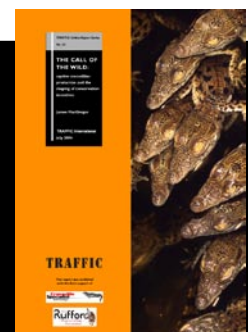
かつては皮取引のために、多くのワニ類が無規制のまま捕殺されていた。その後、ワニ類を商業面から保護する活動が起こり、なかには成功する事例もでてきた。依然として野生個体そのものから製品を作る場合もあるが、多くは野生の卵を採取し育てることで製品を作っており、ワニ類の飼育繁殖が増加している。ワニ皮の国際取引に関する系統的な経済分析の欠如が、マーケット主導型のワニの保護の可能性を評価する際の障害となっている。IUCN(国際自然保護連合)の種の保存委員会のワニ専門家グループとトラフィックがこのギャップへの対処手段について検討し、以下の項目について評価をおこなうこととなった。

- ・野生個体の捕獲から飼育繁殖への移行が、ワニの市場に与えた影響
- ・野生個体の捕獲から飼育繁殖への移行が、野生ワニの保全に与えた影響

このレポートでは、ワニ類やワニ皮の取引に関する背景情報を説明し、ワニ皮の主要な供給国であるコロンビアやジンバブエ、並びに、主要消費国であるフランス、イタリア、日本のワニ皮産業について、インタビュー調査などをおこない、その結果を概説し、上記評価事項について検討している。また最後には生産者や保護団体、生息国政府など利害関係者に対して提言がおこなわれている。

トラフィック・オンラインレポート No.12、「The call of the wild: captive crocodylian production and the shaping of conservation incentives (飼育繁殖によるワニ類の生産と保護に向けてのインセンティブ作り)」
2006年7月発行、英語 49pp. TRAFFIC International, James MacGregor
レポートは下記サイトよりダウンロードできる。

<http://www.traffic.org/RenderPage.action?CategoryId=1504>



■ ペットショップ経営者宅からオウムと大麻が

大阪府警生活環境課と東成署は、2006年4月7日に「種の保存法」違反の容疑で、大阪市東成区の元ペットショップ「ワイルドクロス」経営者N(51)の自宅を家宅捜索し、オウム類15羽を押収した。容疑者はオオバタン *Cacatua moluccensis*、ニューオウインコ *Guaruba guarouba*、コバタン *Cacatua sulphurea*、オオキボウシモドキインコ *Amazona ochrocephala tresmariae*、コキサカオウムの4種8羽について、環境省へ必要な届け出をおこなうことなく譲り受けた疑いがもたれている。その際、自宅から大麻が見つかり、この男性は「大麻取締法」違反で現行犯逮捕された。容疑者の経営していたペットショップは、既に閉店していたが、においや鳴き声の苦情が寄せられていた。

その後の調べにより、この容疑者は2004年8月にペットショップ「アトラス」経営H(43)からオオキボウシモドキインコ1羽を無償で譲り受けたことが明らかになり、2006年4月28日にこの2人を「種の保存法」違反（譲り渡し等の禁止）で逮捕した。Nは「預かっただけ」と容疑を一部否認しており、一方Hは「無償で引き取ってもらった」、「かみつかれるので処置に困って譲り渡した」と容疑を認めている。

大阪府警は、押収した他のオウム類14羽についても入手先やルートを調べている。

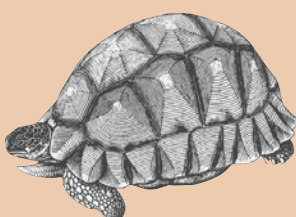
(共同通信 2006年4月7日 4月28日、読売新聞 2006年4月7日 4月29日、毎日新聞 2006年4月7日 4月8日 4月29日、朝日新聞 2006年4月8日 4月29日、産経新聞 2006年4月29日)

■ ヘサキリクガメのネット販売で書類送検

愛知県警、千種署は2006年7月5日までに、ヘサキリクガメ *Geochelone yniphora* をインターネットを通じて販売しようとしたとして水戸市の熱帯魚販売業者の男性(55)を「種の保存法」違反（陳列の禁止）で書類送検した。

千種署の調べによると、この男性は2005年10月にヘサキリクガメの写真をネットオークション上に掲載し、販売しようとしていた。「リクガメ甲羅長12cm、状態最高」などと書き添えられ、最低価格25万円がつけられていた。このオークションは、違法性を指摘されたため取り下げられたものの、インターネットを監視していた千種署員が気づいていた。その後捜索がおこなわれたが、ヘサキリクガメはみつからなかった。この業者は人にたのみただけだと供述している。

(中日新聞 2006年7月5日、朝日新聞 2006年7月5日、読売新聞 2006年7月6日)



ヘサキリクガメ
© CITES Identification Guide-Turtles and Tortoises, Environment Canada

ヘサキリクガメはワシントン条約の附属書Ⅰに掲載されており、国内でも種の保存法によって取引が原則禁止されている。

■ スローロリス数十頭をバッグに隠して密輸

2006年6月20日までに、成田税関支署は、スローロリス *Nycticebus coucang* 数十頭を密輸しようとした男性2人を「関税法」違反で摘発していたことがわかった。

2006年6月1日に帰国した男性は、バッグに27頭のスローロリスを隠して持ち込み、もう1人は4日に37頭を巾着袋に1頭ずつ入れスーツケースに隠して持ち込んだ疑いがもたれている。この37頭のうち27頭はすでに死んでいた。この男性は、「自分で飼うため、タイのマーケットで購入した」と話している。

(共同通信 2006年6月20日)

スローロリスはワシントン条約の附属書Ⅰに掲載されており、輸入の際には輸出国政府発行のワシントン条約の許可書が必要である。また日本では、2006年7月からペット用のサルの輸入は禁止されている。および、タイからのサルの輸入も認められていない（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）。

■ 続報：ハウシャガメの違法取引で逮捕相次ぐ

2006年1月23日にペットショップ「亀LEON」の経営者Fがハウシャガメ *Geochelone radiata* 3頭を店頭で陳列して現行犯逮捕され、2月13日に「種の保存法」違反（譲渡の禁止）で再逮捕された。さらにその容疑者Fより譲り受けたハウシャガメ1頭を冷凍庫に入れて凍死させた男性Iが3月18日に「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」違反で書類送検された事件があった。これはその続報である（トラフィックイーストアジアジャパン・ニュースレター Vol. 21 No. 3 参照）。

2006年3月23日に福岡県警生活経済課は、既に逮捕されている「亀LEON」経営者Fにハウシャガメを卸した大阪府松原市の食品会社社員（54）と、Fからハウシャガメを購入した客4人を書類送検したと発表した。前者はハウシャガメ5頭を総額60万円でFに卸していた。県警はこの男性が持病悪化のため留置に耐えられないと逮捕を見送った。この男性は、以前はスーツケースに隠すなどして自分で密輸していたが、最近は密輸業者から買って専門店に卸していたという。また、Fよりハウシャ

ガメを購入した4人のうち、山口県下関市の会社員（49）は2003年5月にハウシャガメ1頭を40万円で購入し、福岡県前原市の自営業者（42）は2004年12月に1頭35万円で購入していた。

2006年3月18日に「動物愛護法」違反で書類送検された男性Iは、2006年3月29日に福岡簡易裁判所に略式起訴され、罰金20万円の略式命令が下った。

2006年5月1日には福岡地裁において、ペットショップ「亀LEON」の経営者に懲役10ヵ月、執行猶予3年、罰金30万円が言い渡された。押収されたハウシャガメ3頭も没収された。判決理由として「希少生物が高値で取引されることに目がくらんだ犯行で、刑事責任は重大」などが述べられた。

（産経新聞 2006年3月19日、共同通信 2006年3月23日、4月14日、5月1日、毎日新聞 2006年3月24日、4月14日、5月2日、熊本日日新聞 2006年3月24日、西日本新聞 2006年3月30日、朝日新聞 2006年3月24日、4月14日、5月1日、読売新聞 2006年3月24日、5月1日）

■ ラン科植物のネット販売で留学生らが逮捕

2006年10月11日に警視庁生活環境課、大井署ほか16署は、パフィオペディルム属 *Paphiopedilum* spp. のランを密売したとして中国籍の留学生ら男女3人J（24）、G（25）、C（24）を「種の保存法」違反（陳列・譲渡し等の禁止）の疑いで逮捕した。また12日には、共謀した日本人の会社員（24）も「種の保存法」違反の疑いで逮捕された。パフィオペディルム属は全種がワシントン条約の附属書Iに掲載されており、「種の保存法」で国際希少動植物種として国内での取引が原則禁止されている。

Jは今年6月にパフィオペディルム属のラン9点を、雲南省産の山採り（野山に自生する植物を採取すること）の *Paphiopedilum malipoense* としてインターネットオークションに出品し、台東区で男性に2株5,000円で販売した疑いがもたれている。またGとCは共謀して、5月に7点を広西産の山採り株として出品し、墨田区で男性に1株6,850円で販売した疑いがもたれている。国際郵便などを使って密輸し、共謀した日本人のメールアドレスを使って、これまでも愛好家らに密売していたとみられている。また警視庁の調べによると、容

疑者らは、中国雲南省から上海の会社を経由するという方法で密輸をおこなっていたことがわかっている。

2006年11月1日には2人の留学生JとGが「種の保存法」違反（譲渡し等の禁止）で再逮捕された。Jは、4月～7月に大阪府和泉市などでパフィオペディルム属のラン2株を3,300円で販売し、Gは4月～9月に25回にわたって11名に対し、同属のラン33株を総額189,850円で販売していたという。

さらに生活環境課と3署は、2006年11月30日にパフィオペディルム属のランを密輸入したとして、留学生Gを「外国為替及び外国貿易法」で再逮捕した。Gは2006年5月に中国からラン8株を隠し入れた郵便物を国際スピード郵便を利用して、経済産業省の承認を受けずに輸入した。その後2回同様の方法で27株を輸入した。また2006年6月～8月の間にGから4株21,400円で購入した和歌山県の会社員が種の保存法違反で逮捕されている。

（日経新聞 2006年10月11日、12日、11月1日、朝日新聞 2006年10月11日、12日、11月1日、毎日新聞 2006年10月11日、11月1日、2日ほか）

■中国重慶で、希少植物を採取した日本人を国外退去

日本人旅行者が希少植物を採取したとして国外退去処分を受けたことを、重慶の地元紙の引用として、2006年3月21日までに中国の中国新聞社が報道した。この日本人旅行者は、2006年3月2日に重慶市南部の金仏山で、中国で保護されているイチイ属の紅豆杉 *Taxus chinensis* とカヤ属の巴山榿 *Torreya fargesii* の株を採取した。ホテルに戻った後に当局の取調べを受け、国外退去を命じられたという。この旅行者は地元のガイドを雇ったが、そのガイドはおとり捜査をおこなっている警察官であった。地元警察は、旅行者がツアー団体を抜

け出しこれらの植物を探しているとの情報を得ていた。

金仏山は希少植物の宝庫で、昨年にも日本の植物学者が巴山榿の枝を標本用に持ち出そうとして摘発されている。

(毎日新聞 2006年3月22日、共同通信 2006年3月21日、Nanfang Dushi Daily newspaper (南方都市报) 2006年3月22日)

Taxus chinensis は2004年の第13回ワシントン条約締約国会議で附属書IIに掲載された。

■日本のチョウハンターがロサンゼルスで逮捕

2006年7月31日に米国魚類野生生物局は、アレクサンドラトリバネアゲハ *Ornithoptera alexandrae* を密輸した疑いで、京都在住の日本人男性Kをロサンゼルス空港で逮捕した。

Kは、チョウの展示会にでるために渡米、日本からロサンゼルス空港に到着した際に逮捕された。このとき数匹のチョウを持っていた。

連邦検事局によれば、Kは2006年7月中旬に、国際スピード郵便(EMS)の不正な税関申告書によってアレクサンドラトリバネアゲハ2匹を米国に密輸し、その後8,500米ドル(約99万円、2006年7月時点)で売った疑いがもたれている。申告書には、高額で販売される保護種であったにもかかわらず、30米ドル(約3,500円)相当の「乾燥したチョウ」の贈り物と記載されていた。また、同時期の数カ月間で2度、ホメルスアゲハ *Papilio homerus* (附属書I) を販売しようとしたとされる。

そのため連邦大陪審は7月26日に、関税や環境関係の法律違反など17の訴因で被告不在のままこの男性を起訴していた。起訴状で挙げられている種はすべてワシントン条約の対象で、そのほとんどが「絶滅のおそれのある種の法 (Endangered Species Act)」によって保護されているものだった。

連邦検事局の調べによれば、この男性は「世界でもっとも司法当局に追われている(チョウ)ハンター」だと自称していた。米国魚類野生生物局は約3年間にわたって内偵捜査をしてきたが、そ

の間、この男性は膨大な数の絶滅のおそれのあるチョウを販売し、米国に密輸している。今回の事件のほかにも余罪があるとみられており、米国魚類野生生物局が追求を続けている。

(米司法省のプレスリリース 2006年8月1日 (<http://www.usdoj.gov/usao/cac/pr2006/103.html> 2006年8月17日閲覧))、サンケイスポーツ 2006年8月3日)

アレクサンドラトリバネアゲハはパプアニューギニアに生息する世界最大級のチョウで、1987年からワシントン条約の附属書Iに掲載され、国際取引が禁止されている。また、2006年のIUCNレッドリストでは近い将来における絶滅の危険性が高い絶滅危惧種(EN)に分類されている。



アレクサンドラトリバネアゲハ
© WWF-Canon / Wolfgang VON SCHMIEDER

タイで相次ぐ日本人によるスローロリスの密輸事件

2006年11月4日までに、タイの新バンコク空港（スワンナプーム国際空港）で、日本人が小型のサル等を密輸出しようとして逮捕された。逮捕された埼玉県の下員Yは、スローロリス *Nycticebus*

couang 9頭とニシクイガメ *Malayemys subtrijuga* 1頭をスーツケースに隠していたのを発見され、取り押さえられた。

この男性は、これらのスローロリスをバンコクのチャトチャック・マーケットで、1頭6,000バーツ（約19,000円、2006年11月28日時点）で購入したと供述している。

今年に入って、タイから日本に密輸されようとしていたスローロリスが押収されたのは3度目だという。

(International Herald Tribune 2006年11月3日、毎日新聞 2006年11月4日)

スローロリスもニシクイガメもワシントン条約の附属書IIに掲載されており、政府発行の輸出許可書がないと持ち出すことはできない。日本側でもペットのサルの持ち込みは禁止している（国内違法事例「スローロリス数十頭をバッグに隠して密輸」を参照）。

日本人男性がマツカサトカゲの密輸で罰金

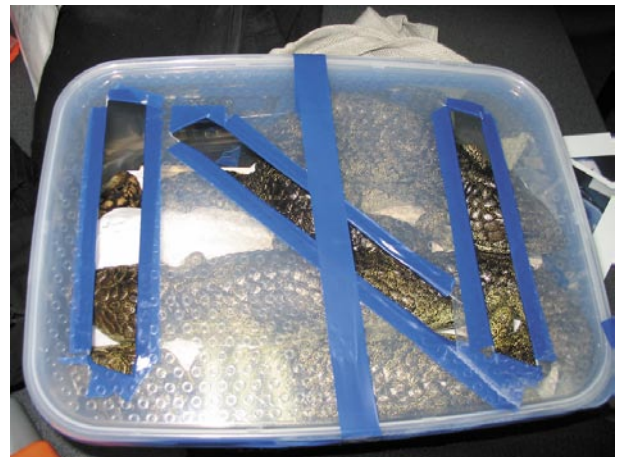
オーストラリアの固有種であるマツカサトカゲを密輸しようとしたとして、22歳の日本人男性Yがパース国際空港で逮捕され、パース裁判所から2万4,000オーストラリアドル（約207万円、2006年3月31日時点）の罰金を言い渡された。

2006年3月にパース国際空港からシンガポールに向けて出国する際、税関職員がこの男性のバッグをエックス線検査にかけたところ、プラスチック容器に入ったマツカサトカゲ6頭が入っているのを発見し、逮捕した。

この捜査は、2005年8月から開始されていたが、24時間の税関ホットラインに、スカボロ海岸における不審な行動の目撃情報2件が寄せられたことが発端となっている。民間からの税関への情報提供が、マツカサトカゲが違法に輸出されるのを防いだことになる。

この男性は、2006年4月12日にパース地方裁判所で、Commonwealth Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999の「オーストラリア固有の爬虫類の輸出の企て」など6訴因について罪を認めた。この男性はまた、州の野生生物法の「所有」に関する違反の罪を認め、7,000オーストラリアドル（約60万円）の追加罰金が科された。

(オーストラリア税関報道発表 2006年3月27日、4月13日
<http://www.customs.gov.au/site/page.cfm?c=7010>、
2006年6月26日閲覧)



© Australian Customs Service



押収されたマツカサトカゲ © Australian Customs Service



アジアの交易歴史からみた希少動植物

－ 正倉院宝物とワシントン条約対象種 その1 －

日本で、海外に生息する動植物が利用されてきた歴史をたどると、正倉院にたどり着くことが多い。野生の動植物の国際取引から、アジアの交易と文化の伝来を知ることにもなる。第1回は、象牙を材料とした正倉院の宝物を取り上げ、アジアゾウの現状を探る。

奈良時代（8世紀中頃）、聖武天皇の死後、光明皇太后は、遺愛の品々を東大寺に寄進した。これらを中心に、宝物には服飾・調度品・楽器・武具などがあり、日本でつくられたもの、中国（唐）、ペルシャなどからの輸入品が含まれている。これらはいずれも当時のアジアの文化や交易を知る上で貴重なものである。

このなかには、現在ワシントン条約で国際取引が規制されている動植物を由来とした製品も含まれている。そのひとつが象牙である。正倉院には象牙を原料とした紅牙撥鏤尺（こうげばちるのしゃく）や牙尺八（げのしゃくはち）、紅牙撥縷撥（こうげばちるのばち）、緑牙撥縷把鞆御刀子（りよくげばちるのつかさやのおんとうす）など多くの品が納められている。千年以上前、こういった品々の由来となる動植物はどのような状態だったのだろうか、また、現在それらがおかれている状況はどのように変化したのだろうか。

アジアゾウについて

中国から輸入された象牙製品は、アジアゾウ *Elephas maximus* の牙と推測される。アジア

ゾウは、アジアの熱帯林・亜熱帯林に生息する最大の哺乳類である。古代にはイラクやシリアから中国黄河流域にまで広く生息していたとみられるが、現在はインドからベトナムの地域、13カ国に生息するにすぎない。アジアゾウの生息地は5%程度が残るのみとなり、個体数は過去半世紀の間に現在約30,000～50,000頭にまで減少した（IUCN、2006）。オスだけが牙をもつ点がアフリカゾウと異なる。アジアでは古くから宗教的な儀式や、荷役、パトロールなどにも利用されてきた。

現在、アジアゾウは危機的状況にある。かつては、人間と自然の共存の象徴であったが、いまや、IUCNレッドリストでは絶滅危惧種（EN）に分類されるほどに個体数が減少している。個体数減少の主な理由は、人間との衝突であり、毎年、数百のゾウと人間が死んでいる。南および南西アジアは世界でもっとも人口が増加している地域であり、土地が農地や工場などに転換されている。そのため、アジアゾウの生息地は減少し、ゾウが移動する道が断たれ、餌も枯渇してきている。

一方、タイ－ミャンマー国境地帯などでアジアゾウのオスが密猟されており、象牙だけでなく、肉、皮、尾、毛、骨、歯なども取引されている。

参考文献

- ・IUCN, 2006, News Release "BIG HOPES FOR ENDANGERED ASIAN ELEPHANTS", http://www.iucn.org/en/news/archive/2006/01/27_pr_asian_elephant.htm
- ・奈良国立博物館編集・発行、2006、第58回「正倉院展」目録



❖❖❖ 象牙を材料とした正倉院の宝物

→表面には美しい模様がほとんどこぼれている



紅牙撥鏤尺
(こうげばちるのしゃく)

象牙を材料とした、ものさし（長さ30cm幅3cm）。儀式用に使われたと推測される。象牙を染め、その表面を彫って白い文様をあらわす彫り模様を撥鏤（ばちる）といい、技術の巧みさがうかがえる。



牙尺八
(げのしゃくはち)

竹の形を模した象牙製の尺八。同様に牙横笛（げのおうてき）という象牙製の横笛も納められている。



ワシントン条約におけるチョウザメ保護の取り組み

止—ツをたどれワイルドライフ

世界中で有名なグルメ食材、キャビアは、チョウザメ目 *Acipenseriformes* の魚類の卵の塩漬けである。このキャビアは、チョウザメの生息域であるカスピ海や黒海などの環境悪化や、違法な漁獲や取引が原因となり、資源量の減少という現実と直面していることでも知られる。

1997年、チョウザメ目全種（チョウザメ類とヘラチョウザメ類）が、ワシントン条約の附属書IIに掲載された。これは、チョウザメ漁が持続可能な方法で行われていなかったこと、違法な取引が多かったことなどから、資源が減少したためである。それ以降、ワシントン条約では、さまざまな方法で違法取引を減らすよう努力してきた。例えば、「著しい取引」としての国際取引の見直し、地域協定、年間輸出割当の設定、取引の限定に関する決議や決定の採択、原産国への指導、全締約国への通達による情報提供、などである。チョウザメについては、1997年以降、締約国会議、動物委員会、常設委員会のあらゆる会議で話し合われた。

2005年5月に開催された国際シンポジウムでは、世界各国から500人のチョウザメの専門家が参加した。このとき、8年にわたりワシントン条約で保護策が検討されたにもかかわらず、チョウザメ資源が依然減少していることがわかった。IUCNレッドリスト2006では、チョウザメ類27種のうち23種が絶滅危機種として6種が危急種(VU)、11種が絶滅危惧種(EN)、6種が近絶滅種(CR)に分類されている。

2006年1月、条約事務局は、カスピ海、黒海、ドナウ川アムール川流域を原産とするチョウザメ類の製品（キャビアを含む）の年間輸出割当についての承認を延期した。なぜなら、原産国から提出された資料によれば、チョウザメ類の資源量が減少しており、違法漁獲を防止する対策がとられていなかったからである。4月までに条約事務局は輸出割当の妥当性を検討し、その結果、10月にはイランのペルシアチョウザメ *Acipenser persicus* から採取したキャビア44tと、黒海、ドナウ川のペルーガ *Huso huso* 1.4tの輸出割当を認めたが、その他は認めていない。つまり、これら以外の天然キャビアは2006年には輸出されないことを意味する。

この取引禁止とも受け取られた措置は、キャビア取

引関係者に衝撃を与え、以降、違法取引の改善が必要であることの関係者への理解が進みつつある。

2006年5月に、ワシントン条約の決議12.7を受けて、キャビア消費市場の中で統一ラベリングシステムを完全に施行する最初の事例となる規則(Commission Regulation)がEUで承認された。これにより輸入や、EUの国内市場で販売用に再包装されるすべてのキャビアについて漁獲年や原産国などの特定の情報が記載されたラベルをつけることが義務付けられ、小売業者や消費者がその製品の出所が合法的かどうか特定できるようになる。

2006年6月27～29日には、「International Sturgeon Enforcement Workshop to Combat Illegal Trade in Caviar (キャビアの違法取引と闘うためのチョウザメの法執行に関する国際ワークショップ)」が開催された。このワークショップは、ワシントン条約を代表して欧州委員会が主催し、ワシントン条約事務局やトラフィック、WWFの支援のもと、ベルギーのブリュッセルにておこなわれた。キャビアの違法取引に関連する主要な問題の特定や、密猟や違法取引に対抗する手段について話し合うことなどを目的としたこのワークショップには、34の主要なキャビア取引国や、世界税関機構やインターポールなどの国際機関から120人の参加者が集まった。参加者は、違法な取引に対抗する手段について話し合う中、チョウザメ類の保護には、取引や生息地、管理などを包括的に扱った方法でのアプローチが必要だと認識した。このワークショップでは、情報交換や連携体制の強化、国際統一ラベリングシステムの施行などについて合意を得た。

日本は世界有数のキャビア消費国である。2002年には、米国、ドイツ、フランスに次いで世界第4位の輸入量であった（輸入量16t）。しかし、国内ではラベリングを義務付けるしくみはない。

輸入を審査する経済産業省は、製品に所定にラベルをつけたものでなければ輸入を認めないようにし、国内の規制を整えるべきである。ワシントン条約という世界共通の保護対策に、我が国も積極的にかかわる義務があるのではないかと。

ワニガメとチズガメ属全種が附属書 III に

2006年6月に上野公園で産卵中のワニガメがみつきり、凶暴なカメとしてワニガメがマスコミに連日取り上げられたことは記憶に新しい。しかし、生息国で実は個体数減少が懸念されていることは意外と知られていない。

2006年6月14日から、米国原産のワニガメ *Macrolemys temminckii* とチズガメ属全種 *Graptemys* spp. が米国の提案でワシントン条約の附属書 III に掲載され、国際取引が規制されることになった。附属書 III への掲載は、ワシントン条約締約国が、自国の種の取引を監視したり管理したりするために他の締約国の助けが必要な場合におこなわれる。今回附属書に掲載されることにより、北米固有のこれらの種が、国際的にも保護されることになる。はじめて米国が固有種を保護するために附属書 III を活用している今回の掲載は意義深い。

ワニガメは2006年のIUCNのレッドリストで危急種(VU)に分類されている。米国では、生息地の悪化による個体数減少と同時に、年々この種の輸出量が増え、過剰に捕獲されていることが危惧されていた。チズガメ属では、キマダラチズガメ *Graptemys flavimaculata*、ワモンチズガメ *G. oculifera* の2種が絶滅危惧種(EN)に、ケイグルチズガメ *G. caglei* が危急種(VU)に分類されている。バーバーチズガメ *G. barbouri*、アーンストチズガメ *G. ernsti*、ギボンズチズガメ *G. gibbonsi*、クロコブチズガメ *G. nigrinoda*、*G. versa* の5種は保護依存種LRに分類されている。

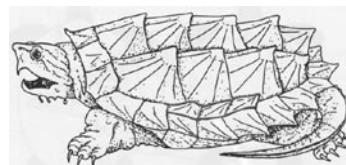
米国では、ワニガメとチズガメ属全種の輸出の際にはすべての生きた個体とその製品の積荷に対し、米国魚類野生生物局(USFWS)が発行するワシントン条約の輸出許可書が必要となる。また輸出許可書は連邦、国、地方のすべての法令を遵守して採取されたものに限り発給される。米国以外のワシントン条約締約国は、米国政府発行の輸出許可書を伴っている輸入と、証明書付きの積荷の再輸出のみ認めることとなる。

日本でも同様に、米国原産のワニガメやチズガメ属のカメを輸入する際には、米国政府発行の輸出許可

書、それ以外の国を原産とするものを輸入する場合は原産地証明書等が必要とされる。これまで日本のワニガメ、チズガメ属のカメの輸入量を把握することはできなかったが、この掲載により今後は輸入量についてモニタリングが可能となる。

日本では、ワニガメもチズガメ属全種も「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」の規制対象となる特定外来生物には指定されていない。環境省は、ワニガメと、チズガメ属のニセチズガメ *Graptemys pseudogeographica*、フトマユチズガメ *G. ouachitensis* (サビンチズガメ *G. o. sabinensis* を含む)、ミシシッピチズガメ *G. kohnii* の3種を、要注意外来生物に掲げ、被害に係る知見が不足しているため、引き続き情報の集積に努めるとしている。(環境省ホームページ、http://www.env.go.jp/nature/intro/y_list_hatyu-ryousei.html、2006年6月8日閲覧)

ワニガメはまた、「動物の愛護及び管理に関する法律」の特定動物に指定されており、飼育・保管には都道府県知事の許可が必要である。



▲ワニガメ *Macrolemys temminckii*
© CITES Identification Guide-Turtles and Tortoises, Environment Canada



▲ワモンチズガメ *Graptemys oculifera*
© CITES Identification Guide-Turtles and Tortoises, Environment Canada

参考資料

- IUCN, 2006 *IUCN Red List of Threatened Species*, www.iucnredlist.org, 2006年6月5日閲覧
- U.S. Fish and Wildlife Service News Release, 16 December 2005
- TRAFFIC North America, *The TRAFFIC Report* May 2006
- Federal Register / Vol. 70, No. 241, December 16, 2005 / Rules and Regulations

国際 NGO の役割と機能

—野生生物取引の課題解決におけるトラフィックの役割—

今日、NGO の役割は、環境、人権、紛争解決などの分野で注目されている。歴史学者でハーバード大学教授の入江昭氏は、20 世紀後半の歴史のなかでもっとも意味深いもののひとつとして、NGO の誕生をあげている（入江、2005）。経済や文化がグローバル化する時代には、民族、企業、NGO、宗教などがさまざまな形でかかわりを深める。国家中心の時代から、しだいに市民の時代へと移行していくことが予想される。そのときは世界市民として、平和、環境、人権など共通の価値観が必要になる。価値観を共有させていく役割を担うものこそ国際 NGO なのである。「諸国家や諸民は、国境を越えて利益や目標を共有する」という確信が、国際 NGO を今日まで発展させてきた。地球に生きるものたちはみな同じ価値観や重要な事柄があることに気づいたのが 20 世紀後半である。

国際 NGO の役割を分析した柴田明穂神戸大学教授によると、NGO には以下の役割がある（柴田、2005）。

1. 検事役—国際法制度の履行状況や義務違反行為を国際機関に直接通報、提起する役割。
2. 監視役—国際法制度の履行状況や運営状況を継続して監視し、意見を述べる役割。
3. 実施役—国際法制度が要請する行動や状況を実現させ、目的達成を可能にする実施役を担う。

例としてトラフィックのは上記 3 つの役割を下にまとめてみた。

1. 検事役

各国の野生生物取引の状況を調査し、各国の関係機関に報告する。あわせて、ワシントン条約など国際協定の施行改善を提案する。この内容をワシントン条約事務局にも報告する。

例としては、絶滅の危機にあるトラの保護策を問題として示した。ワシントン条約で国際取引が禁止されているトラは漢方薬に利用されており、そのために密猟が絶えない。この実態を生息国と消費国ごとにまとめて締約国会議や関係機関に問題提起した。この報告を参考にして、関係国全体が保護策をとるよう求めた決議が採択された。

2. 監視役

生態系に影響があるとみられる取引を常時監視している。これはワシントン条約の施行をモニターするために設立されたという経緯からも、トラフィックの

主な役割といえる。

条約事務局は、各国が提出する取引状況報告にもとづいて全締約国の条約対象種の取引データを収集する。事務局は、このなかから著しく取引される種を選び、取引の背景や状況を調べるようトラフィックに委託する。調査の結果は、常設委員会・動物委員会・植物委員会で報告される。各国の代表は、その報告をもとにどのような改善策をとるべきか判断し、ときには全締約国に対して、特定の種や国の取引を停止する勧告を出す。

3. 実施役

ワシントン条約では毎回約 20 の決議が採択され、すべての締約国が実施するよう求められている。決議のなかには、国レベルの施行ではなく、条約全体で取り組むものがある。

例えば、アフリカゾウ保護と象牙取引の課題の場合、締約国会議は国内取引や捕獲の問題に踏み込んで措置を講じた。これによって、ゾウの捕殺を監視するシステム (MIKE) と、ゾウ製品の密輸監視システム (ETIS) が設置された（決議 10.10）。ETIS は、トラフィックが以前から収集していた約 4,000 件の象牙不正取引のデータをもとにして作成、全締約国の象製品の不正取引データを収集している。トラフィックは、条約事務局から委託されて象牙不正取引の傾向を分析、締約国会議で報告している。

多くの国際 NGO は、上記の「検事役」「監視役」を果たし、国際社会にさまざまな形で貢献している。「実施役」には、なによりも、各国の政治的経済的な利害関係に巻き込まれず、地球の人々の共通の価値観を見極め、創り上げる力が必要とされている。実施にあたっての影響、対立する意見調整、資金調達など、さまざまな課題を乗り越え、あえて「実施役」を担うのは、「野生生物の取引が自然に悪影響を与えないよう支援する」のがトラフィックの使命であるからに他ならない。

人間の健康で文化的な生活を維持し、尊厳を尊重する価値観は、すべての人々が共有できるはずである。

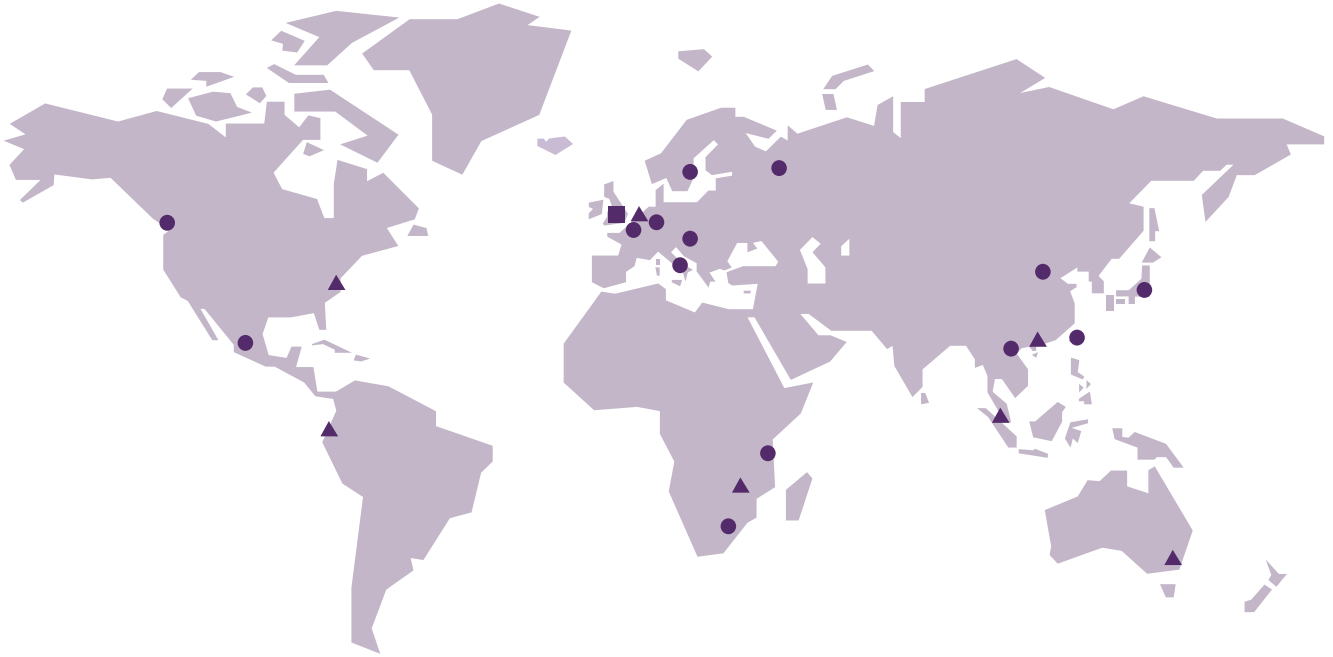
参考文献

- ・入江昭、(2005)、「グローバル・コミュニケーション」、早稲田出版部
- ・柴田明穂、(2005)、「国際法制度における NGO の機能と現実」、『ジュリスト』1299

TRAFFIC NETWORK

■ TRAFFIC International ▲ TRAFFIC regional office ● other TRAFFIC office

(2005年2月現在)



What is TRAFFIC?

トラフィックは、野生生物の取引をモニタリングする世界的なネットワークを持つ NGO です。

トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌 1976 年に、IUCN（国際自然保護連合）と WWF（世界自然保護基金）の共同事業として設立されました。以来、そのネットワークは世界中に広がり、今では 22 カ国（2006 年 7 月現在）に拠点を構えています。ワシントン条約事務局や IUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。

トラフィックイーストアジアジャパンは、トラフィックネットワークの日本事務所として、また WWF ジャパン（財団法人 世界自然保護基金ジャパン、会長・大内照之）の野生生物取引調査部門として、1982 年から活動しています。日本は漢方薬や食品、ペットや装飾品など、さまざまな形で野生生物の取引をおこなっている、世界でも有数の野生生物消費国です。その中には明らかに違法なもの、あるいは法が未整備で野放しになっているものも少なくありません。私たちは客観的な調査と分析によって、そのような取引に目を光らせ、関係省庁などへ報告・提言を続けています。

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニュースレター

Vol. 22 No. 1/2 合併号（通巻 59 号）2006 年 12 月 20 日発行

発行所 トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号

日本生命赤羽橋ビル 6 階

Tel : 03-3769-1716 Fax : 03-3769-1304

e-mail : traffic@trafficj.org

URL (トラフィックイーストアジアジャパン) : <http://www.trafficj.org>

(トラフィックネットワーク) : <http://www.traffic.org>

※ニュースレターの定期購読の受付は終了しています。

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

TRAFFIC

is a joint programme of

